

（品名又は指定数量を異にする危険物）

第 3 3 条 品名又は指定数量を異にする 2 以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の 5 分の 1 の数量で除し、その商の和が 1 以上となるときは、当該場所は指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

【解釈及び運用】

本条は、品名又は指定数量の異なる 2 以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合に本節の規制の対象となる危険物の数量を規定したものである。

1 種類の危険物の貯蔵又は取扱数量が指定数量の 5 分の 1 未満であっても、貯蔵又は取扱いに係る危険物の種類ごとの数量をそれぞれ指定数量の 5 分の 1 の数量で除し、その商の和が 1 以上となる場合は、指定数量の 5 分の 1 以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなされ、少量危険物の規定が適用される。（表 3 3 - 1 参照）

表 3 3 - 1 <ガソリン 20ℓ及び灯油 100ℓを同一場所で貯蔵している場合の例>

危険物の種類等	指定数量	指定数量の 1/5	除算	商の和
ガソリン 20ℓ	200ℓ	40ℓ	$20/40=0.5$	$0.5+0.5=1.0$
灯油 100ℓ	1,000ℓ	200ℓ	$100/200=0.5$	



商の和が 1 以上となるため、少量危険物の規定を適用